

第 4 次京都府食育推進計画の策定について

1 改定の趣旨

(1) 次期計画への改定の必要性について

都道府県は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 17 条の規定により、都道府県食育推進計画を策定するよう定められている。

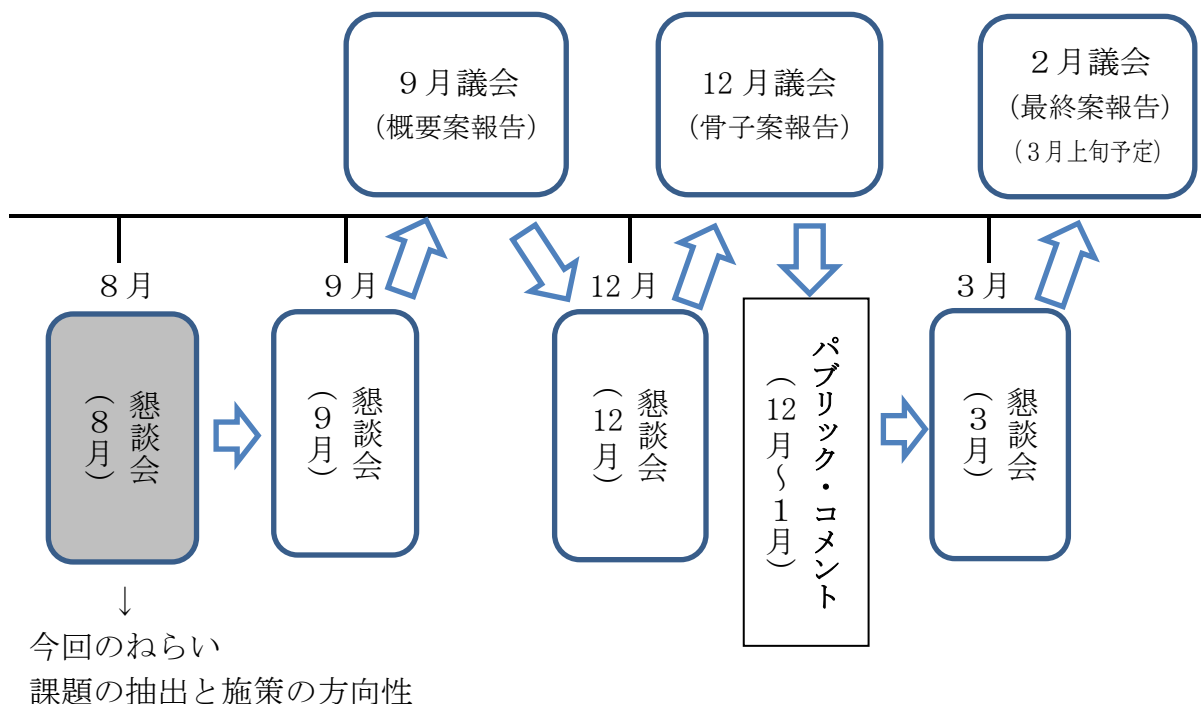
第 3 次京都府食育推進計画（平成 28 年度～令和 2 年度）が令和 2 年度に完結することから、次期計画へ改定する必要がある。

(2) 次期計画の期間について

食育基本法第 17 条の規定により、国の食育推進基本計画（第 4 次は、令和 3 年度～7 年度）を踏まえるよう定められているため、国の食育推進基本計画と同様に、京都市第 4 次食育推進計画も令和 3 年度～7 年度とすることとしたい。

（参考）食育基本法
（都道府県食育推進計画）
第 17 条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 策定のスケジュール



京都府食育推進懇談会 全4回の進め方

◎第1回（8月6日）

【報告・説明】 現行計画の達成状況と課題、食育に関する国の動向、食育の社会的情勢
食育に関する意見交換

【懇談】

食育の現状と課題

↓

論点整理、課題の抽出

↓

次期計画の方向性について意見交換、具体的な重点施策

◎第2回（9月頃）

【報告・説明】 食育に関する国の動向（計画案）、計画の構成案、
計画策定へ向けた府の検討経過

【懇談】

重要施策について意見交換

↓

目標設定と目標達成のための施策について意見交換

↓

計画の構成案について意見交換

◎第3回（12月頃）

【報告・説明】 計画の文書化→計画案（骨子案）提示

【懇談】

計画案の構成、内容について意見交換

↓

構成、内容の修正等について意見交換

◎第4回（3月上旬頃）

【報告・説明】 パブリックコメントの結果
計画案（最終案）の提示

【懇談】

パブリックコメントの計画への反映について意見交換

↓

内容の修正、文言の修正について意見交換